

第4 水道整備の基本方針

1 安全・安心

(1) 未普及地域の解消など衛生対策の推進

水道事業者等において、地域の実情を踏まえた「未普及地域解消計画」を策定し未普及地域の解消など衛生対策の検討を行います。

(2) 水道水源の保全や水質管理の徹底

(ア) クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策や浄水施設の運転管理などのため、水道事業者等において、水道施設の整備や適正な管理運営などに取り組み、未対応施設の解消に努めます。

(イ) 表流水を水源とすることで発生するリスクや地下水を水源とする場合のリスクなどに対処するため、全ての水道事業者において、令和3年度（2021年度）を目標に水質事故に対する危機管理マニュアルの整備を推進します。

(3) 水道に対する信頼性の向上

水道事業者等において、住民に対し、水道水の水質に関する情報や事業に関する情報等を提供し、信頼性を向上させます。

2 安定

(1) 施設の適正な維持・更新計画の策定

更新時期を迎えつつある水道施設の計画的・効率的な施設更新を検討する必要があり、全ての水道事業者において、令和3年度（2021年度）を目標にアセットマネジメント（資産管理）の導入を目指します。

(2) 基幹施設の耐震化等の推進

社会のライフラインとしての役割を果たすため、自然災害が発生した場合でも、断滅水による住民生活等に対する影響を最小限にとどめるよう、全ての水道事業者において、令和3年度（2021年度）を目標に重要度や整備の優先度を踏まえた、耐震化計画を策定し、水道施設の耐震化等を進めます。

(3) 災害時等の対応の徹底

災害時に水道施設が破損し、水道水の供給に支障を来した場合の応急給水や被災施設の復旧など周辺事業者や関係団体との応援協定について、水道事業者等において、検討を進めます。

3 持続

(1) 運営基盤の強化

人口減少や少子・高齢化等により、給水量は減少傾向にある中で、水道事業を持続して運営するため、水道事業者等において、全関係者の長所・専門的知見等を活用した多様な連携により、広域化など事業運営形態の最適化を進めます。

(2) 水道技術の継承

水道に携わる職員が高齢化し、職員数も減少している中、安全で安心な水道水を供給するため、水道事業者等において、水道に関する経験や技術の継承を推進します。

(3) 環境保全への貢献

水道事業者等において、資源消費や環境負荷の少ない環境効率性・経済効率性のよい水道システムを構築し、環境負荷削減効果を示す有効率を高め、環境保全への貢献を推進します。

有効率の比率 90%未満の事業体は90%以上

90%以上の事業体はさらに高く、95%以上の事業体は98%以上

(4) 水道分野での国際貢献

積雪寒冷地である北海道内の水道事業者等は、その水道技術を活用し、国際機関等からの要請に応じた海外研修生の受入及び職員の海外派遣など国際貢献を推進します。